2　処分庁の主張

⑴　取扱要綱の「他の法令に基づく土地利用の付随行為」について

ア　取扱要綱には，他の法令に基づく土地利用の付随行為として砂利を採取する場合の例外規定を設けている。この例外規定を設けているのは，他の法令（都市計画法，建築基準法その他の土地利用の規制を含む行政法規）に基づく許認可等に係る土地利用であれば，当該他の法令が定める基準を満たすことにより，その土地利用のためにする土地の掘削等についてもその安全性が確保されていると期待されることから，そのような土地利用の妨げにならないよう，砂利採取法に基づく審査の基準も弾力的に運用することとしたものである。

申請人のライフル射撃場建設計画は，砂利採取を終えた後，掘削した跡地に内閣府令が定める基準に則った射撃場を設置する予定であるというに過ぎないものである。また，内閣府令が定めるバッフル式ライフル射撃場の設置基準は，射撃場の射座，射屋，射撃線と標的の間などの構造設備に関するものであり，その設置のための掘削を伴う土地の形質変更については，いかなる基準も定めていないのである。

したがって，本件申請に基づく砂利採取を，取扱要綱の「他の法令に基づく土地利用の付随行為」と認めることはできない。

イ⑺　取扱要綱の例外規定の適用を受けるためには，「他の土地利用行為が確実に行われる見通しを示す書面」（取扱要綱第８条第10号カ）を添付することとなっており，例外規定の適用は，この添付された書面によって，当該土地利用が確実に行われる見通しがあることや，砂利採取に伴う災害防止の観点から問題ないと判断された場合に限って認められるものである。

しかるに，本件申請書には，ライフル射撃場建設が確実に行われる見通しを示す書面の添付がなく，ライフル射撃場の建設が確実に行われると判断することができない。

また，申請人のライフル射撃場建設計画については，土地利用に関する事前協議の過程で，関係機関から数多くの問題点の指摘を受けている。

⑴　申請人が計画しているライフル射撃場建設に必要な砂利採取の総量は1053万4577.50㎥，本件申請による採取は３年間で23万1808.90㎥，工事期間は17年５ヶ月とされているが，３年間の採取量が上記のようなものでは，総量の採取に約136年を要することとなる。

申請人は，既にクレー射撃場を経営し，射撃場経営のノウハウを蓄積しており，採算性についても，採取した砂利を売却処分すれば，ライフル射撃場の建設に何ら問題はない旨主張するが，営業開始までに百数十年かかるような事業についての「採算性」を云々するのはあまりにも非現実的である。また，申請人の示した計画どおりに工期17年５ヶ月で射撃場建設にまで至ると言うのであれば，砂利採取のための重機としてどの程度の能力のものを何台稼働させ，運搬のための車両として積載容量何トンのものを何台使い，これらを年間に何日稼働させれば何年で総量の砂利採取が終わるか等を検討した上での「採算性についても・・・何ら問題はない」という計画が示されて然るべきであった。

本件申請書の様式には，運搬に関する記載欄のほか，採取量や採取期間，採取用機械器具及び設備等に関する記載欄があり，事業者が検討した砂利採取計画を具体的に反映させるものとなっている。申請人が，ライフル射撃場建設計画に必要となる全体の砂利採取について具体的に検討していれば，総量の砂利採取を行うために必要な期間が一方で17年５ヶ月，もう一方で約136年になるようなことはなかったはずである。

なお，申請人が主張するとおりに本件申請の認可及びその更新がなされれば，申請人は，約136年間にわたり本件土地の砂利を適法に採取できることとなり，その採取事業を開始し，万一採算が合わなくなったら廃止すればいいという，現実的な事業上のメリットが生じる反面，その採取跡地へのライフル射撃場の建設については，100年先を見越してそのような事業計画を立てているとの申請人の言があるのみである。また，本件申請書及び採取利用に関する事前協議書にある「ライフル射撃場建設概要」によれば，当該射撃場建設は，社団法人大日本猟友会，社団法人栃木県猟友会，各関係団体の強い要望によるものとされているが，約136年も先にライフル射撃場が作られることを上記各団体が強く要望しているというのも疑問である。

⑺　申請人は，ライフル射撃場土地利用計画平面図にはバッフルの設置位置や詳細写真を掲げる一方で，都市計画法の所管課に対してはバッフルを設置しない，自然式ライフル射撃場を採用すると説明したり，砂利採取場跡地をライフル射撃場という集客施設として利用するにもかかわらず，建築物を将来的にも一切建てないと説明していることも，ライフル射撃場建設計画が曖昧なものであり，確実に行われるとは認められないことを示すものである。

⑵　砂利採取法第19条該当性について

上記のとおり，本件申請は取扱要綱の審査基準に適合せず，例外規定を適用することはできないものであるから，他人に危害を及ぼし，公共の福祉に反すると認められ，砂利採取法第19条の不認可事由に該当する。

さらに，本件申請は，以下の理由により砂利採取法第19条の不認可事由に該当する。

ア　砂利採取法第19条の不認可事由に該当する具体的根拠

⑺　切土勾配1.0：1.0による深さ100m以上の掘削跡に法面保護対策を行わない計画は，崩落や落石が発生するおそれがある。

申請人のライフル射撃場建設計画は，土地利用に関する事前協議書において，「造成森林の計画は無い」，「緑地計画は無い」とし，また，本件申請書において，「埋め戻しは行わない」とする一方，埋戻しを行わない場合の緑化計画，水処理，危険防止策，その他については何らの計画もせず，砂利採取跡の法面の崩落防止策を全く講じていないものである。

申請人は，本件土地の近隣地における安定計算の結果やボーリング調査時に地下水，湧水，差し水が計測されなかったことをもって，法面が安定し，崩落するおそれはないと主張するが，申請人の計画によれば，射撃場建設までの約136年の間及びその完成以降においても，100m以上の深さに及ぶ砂利採取の結果生じる広大な法面につき崩落防止策を講じないまま放置し，風雨にさらし続けることになるのであり，法面の崩落，落石等が発生するおそれは十分に認められる。また，取扱要綱第10条第９号，砂利採取計画認可準則Ⅱ三⑺①ホでは，「埋めもどしを行なわない掘さく跡については，有刺鉄線，危険防止柵の設置等十分な危険防止の措置が講じられていること」と定められているところ，申請人の計画は「周りにはフェンスなど設置しない」というものであり，そのような計画で行う砂利採取が他人に危害を及ぼすおそれがあることは明らかである。

⑺　深さ100m以上の掘削は，地下水に影響を与え，周辺の農畜産業者に地下水利用者がいる場合に，その利用に支障を生じるおそれがある。

これに対し，申請人は，本件土地の近隣地で井戸掘削を行ったところ，深さ120mの地点で地下水を確認したと主張するが，その掘削調査は，本件土地ではなく，日榮建設株式会社が計画していた安定型最終処分場予定地について平成６年に行われたものである。また，申請人の本件申請に係る砂利採取計画は，掘削の深さが最大で115m以上に及ぶものであって，地下水に影響を与えるおそれは十分にある。

⑼　深さ100m以上の掘削により発生する地下水，湧水，差し水によって，洗掘や地盤の緩みが生じ，崩落，落石が発生するおそれがある。

⑽　切土勾配1.0：1.0による深さ100m以上の掘削跡地の利用においては，各種災害に対応する消防活動が困難である。

申請人は，報告書（甲11）において，計画地での各種災害の発生可能性について述べているが，処分庁が指摘したのは，掘削跡地の利用における各種災害に対応する消防活動の困難さである。